相手国政府・相手国際機関 (注1)	名　　称	援　助　の　目　的　及　び　内　容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署　名　者	告示日 告示番号 (注4)
ペルー	国立ラ・モリーナ農業大学研究機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の交換公文	国立ラ・モリーナ農業大学研究機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	69,700千円 H24. 7.31まで	H22. 2.16 リマで (H22. 3.29)	日本側　福田進在ペルー臨時代理大使 ペルー側　ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウンデ外務大臣	H22. 4.15 215号
ペルー	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の交換公文	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	400,000千円 H22. 3.31まで	H22. 3. 9 リマで (H22. 3.25)	日本側　目賀田周一郎在ペルー大使 ペルー側　ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウンデ外務大臣	H22. 4.30 236号
ペルー	新マカラ国際橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の交換公文	新マカラ国際橋建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	800,000千円 H27.12.31まで	H22. 3. 9 リマで (H22. 3.25)	日本側　目賀田周一郎在ペルー大使 ペルー側　ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウンデ外務大臣	H22. 4.30 237号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、----------と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。